

2010

会社設立のポイント！



丸尾公認会計士・税理士事務所



目次

1. ごあいさつ
2. 会社設立基礎知識
 - 社名
 - 本店所在地
 - 事業目的
 - 役員
 - 役員の任期
 - 資本金
 - 資本準備金
 - 株主
 - 株主構成・役員構成
 - 発行可能株式総数
 - 株券
 - 株式の譲渡承認

1. ごあいさつ

この小冊子は、これから会社を設立されて事業を行おうと考えている方の参考になればと思い、作成したものです。

会社設立の手続だけならば、司法書士や行政書士にお願いするのもいいですが、会社設立後のことを考えると、税務・会計の知識が必要になってきます。

会社経営をする以上、税金は必ずかかってくるものです。しかし、当然のことながら、節税できるところは節税しなくてはなりません。

その節税の第一段階が会社設立の手続から始まっているのです。

詳細は後ほど記載していますが、設立時の資本金額で1期目の消費税が決まってしまうます。また、誰が株主になるかによって、税金が変わってくることもあります。

このように、会社設立後のことも考えて設立手続のお手伝いをさせて頂くとともに、会社設立後も、税務・会計・資金繰り等でお手伝いできればと思います。

丸尾公認会計士・税理士事務所
代表 丸尾知弘



2. 会社設立基礎知識

➤ 社名

同一の場所に同一の社名がない限り社名は自由に決定することができます。ただし、類義社名は後々問題になることがあるので、近くに同じような名前の会社がないかを確認した方が良いでしょう。

使用可 ○

- ひらがな、カタカナ、漢字、ローマ字、アラビア数字
- ・(中点)、-(ハイフン)、.(ピリオド)、", &などの符号

使用不可 ✕

- ?・!・☆・○などの記号
- 有名企業・ブランド名と同じ商号
- 会社の一部門をあらわす文字
(例「株式会社○○新宿支店」)
- 日本語の場合は文字と文字の間にスペースは取れない

➤ 本店所在地

登記上の住所は、何番何号まででよいですが、ビル名や号室を書くこともできます。定款では市区町村までの表記にすることにより、同一市区町村内で本店を移動した場合に定款の変更が必要ありません。

➤ 事業内容

設立する会社がどのような事業を行うのか、定款に事業目的を列挙します。例えば、建設業や古物の売買を行う場合など、事業目的として記載していないと許認可を受けられないことがありますので、注意が必要です。



➤ 役員

取締役 1 名いれば、会社を設立することができます。役員は会社の経営に参加する権利及び義務を有しているため、誰を役員にするかは慎重に検討する必要があります。

配偶者に会社の業務を手伝ってもらう場合に、配偶者を役員とするか考えるところです。役員報酬は年度の途中で変更することができず、また、ボーナスを支払うことができないという税務上の制限があります。この制限も考慮に入れて役員を決める必要があります。

➤ 役員任期

取締役は最短 1 年で最長 10 年、監査役は 2 年以上となります。任期を迎えると再度登記を行う必要があるため、特段の理由がなければ任期は長めにしておく方が良いでしょう。

➤ 資本金

資本金 1 円以上で会社設立が可能です。

1 株の金額も 1 円以上で自由であり、例えば資本金 300 万円の場合 1 株 1 万円で 30 株、1 株 5 万円で 60 株というような事例が多いです。

資本金が 1,000 万円未満で会社背を設立すれば第 1 期・第 2 期は消費税が免税になる特例があります。

➤ 資本準備金

会社を設立するために出資を受けた金額のうち、50%以下の金額を資本金ではなく資本準備金とすることができます。資本準備金とする意味は、上述のように資本金が 1,000 万円以上になると消費税の免税の特典を受けることができなくなってしまう等、資本金額が大きくなると制約を受けることがあるため、一部を資本準備金とするものです。

会社設立時の登録免許税は資本金の 1,000 分の 7 (最低 15 万円) となるため、2,000 万円以上の出資を集めて会社を設立する場合は一部を資本準備金にすることにより、登録免許税を節税できます。

➤ 株主

株主は前項の資本金を出資する個人または法人です。出資した資本金は原則として返金されないため、株主となる場合はそれを前提に出資する必要があります。

会社が利益を計上した場合、それは原則として株主のもので、利益を株主の出資割合に応じて配当することも可能です。

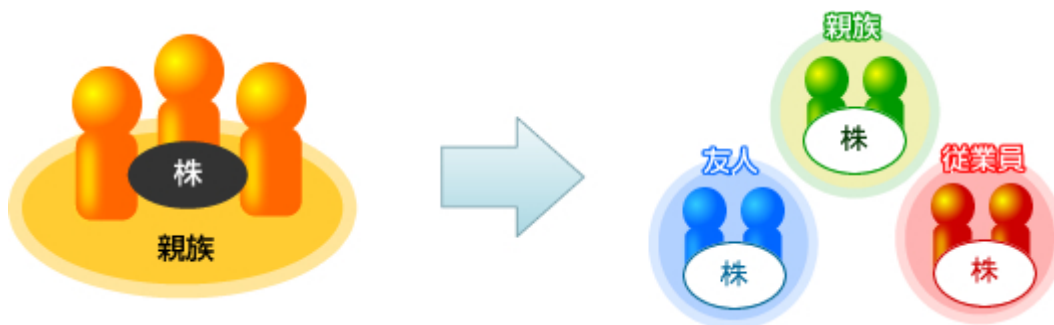
➤ 株主構成・役員構成

以下の条件に全て該当しますと、社長への報酬の一部が会社の経費にならないという規定があります。

- ①社長と親族等が90%以上の株式を保有していること
- ②社長と親族等で役員数の過半数を占めていること
- ③社長の給与と会社の利益が3年平均で1,600万円を超えること

この規定の適用を回避するために、従業員や友人に株式を保有してもらったり、役員になってもらったりすることが考えられます。

会社設立後に株主構成・役員構成を変更することは手間・コストがかかるため、できるならば会社設立時に行っておくことをお勧めします。



➤ 発行可能株式総数

将来的に発行できる株式数の上限です。

定款を変更することにより発行可能株式総数は変更できますが、変更登記の費用がかかるため、あらかじめ上限を高めにしておいた方がよいでしょう。



➤ 株券

株券を発行するかしないかは選択できます。

盗難や紛失の恐れがあるため、「発行しない」場合が多いです。発行するかしないかは定款で必ず定めなければいけません。

➤ 株式の譲渡承認

株式が勝手に売買され、会社にとって不都合な第三者が株主になることを防ぐため、株式の売買を行う時は会社の承認を必要とする制約を設けるのが通常です。

➤ 決算月

資本金が 1,000 万円未満なら第 1 期・第 2 期は消費税が免税になる特例を最大限生かし、設立月の前月末を決算月にするのがお勧めです。

在庫を大量に持つ業種は決算末での棚卸が大変なため、比較的暇な時期を決算月にすることもお勧めです。

<発行者>

丸尾公認会計士・税理士事務所

〒103-0027 東京都中央区日本橋 1-18-12 FW 日本橋2F

フリーダイヤル：0120-926-878

電話：03-3548-1131

FAX：03-3548-1136

E-mail：tom@maruocpa.com

ホームページ（税理士事務所）：<http://www.maruotax.com>

ホームページ（会社設立）：<http://www.kaisha-sr.com>



Copyright© 2009 Maruo Certified Tax Accountant Office